

目 次

平成18年度定期監査結果の報告（10月分）	p 2
1 総務部（人事秘書課、総務課、企画課、財政課）	
2 会計課、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会	
平成18年度定期監査結果の報告（11月分）	p 6
1 市民部（税務課）	
2 建設部（密集住宅・河川改修推進室、区画整理推進室）	
3 三橋庁舎（総務調整課、地域サービス課、市民サービス課）	
4 大和庁舎（総務調整課、地域サービス課、市民サービス課）	
平成18年度定期監査結果の報告（12月分）	p 9
1 建設部（下水道課、国土調査課、建設課、観光まちづくり課）	
平成18年度定期監査結果の報告（1月分）	p 12
1 市民部（廃棄物対策課）	
2 保健福祉部（総合保健センター、柳光園）	
3 小学校（矢留、東宮永、両開、蒲池、有明、六合、豊原、藤吉、二ツ河、中山）	
4 中学校（柳南、蒲池、大和）	
平成18年度定期監査結果の報告（2月分）	p 15
1 市民部（市民課、生活環境課）	
2 保健福祉部（福祉事務所、人権・同和対策室、保険年金課）	
3 農業委員会、水道課	
平成18年度定期監査結果の報告（3月分）	p 18
1 産業経済部（農政課、水路課、水産振興課、漁業団地推進室、商工振興課）	
2 教育部（学校教育課、生涯学習課、図書館、人権・同和教育推進室）	
平成18年度定期監査結果の報告（4月分）	p 23
1 消防本部	
平成18年度定期監査結果の報告（5月分）	p 25
1 議会事務局	

平成18年度定期監査結果の報告（10月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
総務部	人事秘書課、総務課、企画課、財政課
	会計課、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会

2 監査の実施期間

平成18年10月2日から平成18年10月20日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成18年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 人事秘書課

ア コピー内容は確認できなかったが、コピー代を19款（諸収入・雑入）にて収入されている。柳川市手数料条例第2条別表に該当する場合は、12款（手数料及び使用料）にて収入されたい。

(2) 総務課

ア 交通安全対策特別交付金の調定、収入が同時に起票されている。財務規則第24条第1項に、「—（省略）—収入の通知を受けた後、速やかに調定の手続をしなければならない。」とあり、歳入の原因となる事実が生じたとき、その都度直ちに行わなければならない。決定通知日（決定通知受領日）には、速やかに調定起票されたい。

(3) 財政課

ア 家屋貸付料として歳入科目・財産収入（15款1項1目2節）に56,700円の調定決議がなされているが、庁舎の目的外使用に関するものは、地方自治法第225条及び柳川市行政財産使用料条例に基づき12款（使用料及び手数料）にて調定決議をなされたい。

(4) 選挙管理委員会

ア コピー内容は確認できなかったが、コピー代を19款（諸収入・雑入）にて収入されている。柳川市手数料条例第2条別表に該当する場合は、12款（手数料及び使用料）にて収入されたい。

(支出事務)

(1) 人事秘書課

ア 時間外申請書の様式が統一されていないものも見受けられる。変更確認時間、変更確認印、曜日の欄がないものもあるので、共通の様式を使用するように指導されたい。

(2) 総務課

ア 行政区長代表委員協議会お茶代において、支出伺いと支出済額に、人数と金額の不一致がみられた。欠席等による変更も考えられるので、情報公開等に備えて、その理由を記載されたい。

イ 行政区活動助成金の交付申請の添付資料である収支計画書の中に、一部の行政区で行政区活動以外の収支を含んでいるものがみられた。この助成金は、行政の末端組織としての行政区の自主的な活動を支援するものであり、その目的に沿ったもので計画されるよう指導されたい。

(3) 企画課

ア 旅行命令簿は良好に整備されているが、旅費額の訂正は、財務規則第167条第2項に基づき押印の処理をなされたい。

イ 審議会等の会議で多くのお茶（ペットボトル）が用意されているが、様式6の調書件数より伺書が少ないようなので、必ず、事前に手続きをとられたい。

ウ 総合計画策定事業委託契約が平成17年度（600万円）から18年度（300万円）まで2ヶ年にわたって締結され、債務負担行為として予算書で定めてい

る。平成18年度分は10月3日現在、支出負担行為（書）が確認できなかった。

(4) 財政課

ア 財産管理費（2款1項5目11節）の需用費・賄材料費から「庁用お茶代」が支出されている。お茶代として需用費・食糧費から支出している課もあるので、細目を統一されるよう検討されたい。

イ 旅行命令書に鉛筆書きが見受けられたので、改善されたい。

(契約事務)

(1) 総務課

ア 市駐輪場の土地賃貸借契約で、契約の解除権の設定なく、長期継続契約の締結がなされている。後年度予算の裏付けがないので、契約の解除権の設定をされるか、又は債務負担行為をされたい。

イ 法令改廃情報提供システム利用契約書が、後年度予算の裏付けがなく自動更新の内容の契約となっている。しかし、実際は毎年契約されているので、条文の整理等も含め検討されたい。

(2) 企画課

ア 平成18年7月から物品購入・印刷製本伺依頼書（様式1号、4号）が導入され物品等を購入しようとする時は、事前に伺いをとることとなった。また、伺書は支出命令等の添付資料として義務づけられたので、記載すべき事項（見積依頼方法、1者のみの理由、納入者）には記入漏れがないようにされたい。

(財産管理事務)

(1) 総務課

ア 公用車運転日誌に「市内」、「送り」など曖昧な記載が散見された。

(2) 企画課

ア 公用車に給油した時は、運転日誌に給油所名も記載されたい。

(3) 財政課

ア 公用車（共有車）運転日誌に使用時間、給油所名の記載漏れが見受けられたので改善されたい。

(その他)

(1) 人事秘書課

ア 柳川市特別職報酬等審議会議事録は審議内容もよく理解でき、整理もされている。ただし、会議日時（開始・終了時間）の記載がないので、追加にて補正等をされたい。

(2) 固定資産評価審査委員会

ア 固定資産評価審査委員会事務において、議事録等、良好に事務処理されていた。しかし、所要日数の件であるが、柳川市固定資産評価審査委員会条例では、特に制限はないが、地方税法第433条第1項に「申出を受けた日から30日以内に審査の決定をしなければならない。」となっている。本年度は、申出が2件出されていたが、それぞれ所要日数30日を超えていた。

平成18年度定期監査結果の報告（11月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
市民部	税務課
建設部	密集住宅・河川改修推進室、区画整理推進室
三橋庁舎	総務調整課、地域サービス課、市民サービス課
大和庁舎	総務調整課、地域サービス課、市民サービス課

2 監査の実施期間

平成18年11月1日から平成18年11月24日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成18年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 税務課

ア (使用料及び手数料) 督促手数料、(諸収入) 延滞金について、収入があるが、調定行為がなされていない。

(2) 三橋庁舎地域サービス課

ア 現金取扱事務において、交付番号第1747号の現金領収書に「年度」、「連番」の記載がない。柳川市財務規則第35条により整備されたい。

(支出事務)

(1) 大和庁舎総務調整課

ア 柳川市職員等の旅費に関する条例第4条第2項「旅行命令権者は、～略～、かつ、予算上旅費の支出が可能である限り、旅行命令等を発することができる。」とあり、旅行命令には予算の確認を必要とするが、旅行命令簿には、予算額、予算残額、支出の通計等の記載がないので記載して予算の管理をされたい。

(2) 三橋庁舎総務調整課

ア 柳川市職員等の旅費に関する条例第4条第2項「旅行命令権者は、～略～、かつ、予算上旅費の支出が可能である限り、旅行命令等を発することができる。」とあり、旅行命令には予算の確認を必要とするが、旅行命令簿には、予算額、予算残額、支出の通計等の記載がないので記載して予算の管理をされたい。

(3) 三橋庁舎市民サービス課

ア 柳川市職員等の旅費に関する条例第4条第2項「旅行命令権者は、～略～、かつ、予算上旅費の支出が可能である限り、旅行命令等を発することができる。」とあり、旅行命令には予算の確認を必要とするが、旅行命令簿には、予算額、予算残額、支出の通計等の記載がないので記載して予算の管理をされたい。

(4) 税務課

ア 一年間分のコピー代として、一括して資金前途支出がなされている。柳川市財務規則第57条第3項により、公金の管理をされたい。

イ 柳川市職員等の旅費に関する条例第4条第2項「旅行命令権者は、～略～、かつ、予算上旅費の支出が可能である限り、旅行命令等を発することができる。」とあり、旅行命令には予算の確認を必要とするが、旅行命令簿には、予算額、予算残額、支出の通計等の記載がないので記載して予算の管理をされたい。
また、旅行復命の記入がなされていない。

(契約事務)

(1) 大和庁舎総務調整課

ア 土地賃貸借契約で長期継続契約による契約締結がされている。後年度における予算の裏付けとして債務負担行為の設定等を検討されたい。

(2) 三橋庁舎総務調整課

ア 複写機レンタル契約が、自動継続契約となっている。後年度における予算の裏付けの条件を付すことが必要となるので、解除条項について検討されたい。

(3) 税務課

ア 複写機契約伺において、随意契約の理由、予定価格の記載がない。柳川市契約事務規則により、必要事項を整理して契約されたい。

(4) 密集住宅・河川改修推進室

ア 「土木積算システム賃貸借契約」が5年間契約をされている。後年度における予算の裏付けとして債務負担行為の設定等を検討されたい。

(財産管理事務)

(1) 大和庁舎総務調整課

ア 公用車（共有車）運転日誌に使用時間、給油所名の記載漏れが、散見された。

(2) 三橋庁舎総務調整課

ア 公用車（共有車）運転日誌に鉛筆書き、給油所名の記載漏れが、散見された。

(3) 税務課

ア 公用車運転日誌で、鉛筆書き、区間が「市内」だけの表示、走行距離未記入が、散見された。また、10日間等の未記入期間が見受けられたので、公用車の管理については、きちんと整備されたい。

平成18年度定期監査結果の報告（12月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
建設部	下水道課
	国土調査課
	建設課
	観光まちづくり課

2 監査の実施期間

平成18年12月1日から平成18年12月21日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成18年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は、次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 国土調査課

ア 12款・使用料及び手数料において「平成18年度道路占用料（平成17年度未納分）」を平成18年4月1日付けで調定決議している。本件は「平成17年度未納分」を新年度に遅滞なく起票されたものと考え、起票日は出納閉鎖期間中（平成17年度）のため、財務規則第44条第1項及び第5項に基づき「平成18年6月1日」付けで行われたい。

(2) 建設課

- ア 12款・使用料及び手数料の督促手数料において、収入はあるが、調定行為がなされていない。財務規則第25条調定の時期を考慮し、確実に調定決議されたい。
- イ 19款・諸収入の過年度収入・駐車場使用料において納期限の設定のない納付書が見受けられた。財務規則第28条により適正に設定されたい。
- ウ 住宅使用料収入消込台帳の訂正、更正に訂正印がなく、白塗されている箇所がある。財務規則第175条により適正に処理されたい。
- エ 住宅使用料が滞納のままに、退居になっているものが2件見受けられたので滞納された家賃の納入に努められ、適切に処理されたい。
- オ 現金領収書の取扱事務において「年度」、「連番」の記載がない。財務規則第35条により整備されたい。
- カ コピー代收納事務において、5月分～9月分をまとめて指定金融機関に払込である。現金は保管せず、財務規則第32条により取扱われたい。

(3) 観光まちづくり課

- ア 法第238条の4及び財務規則第121条の規定により使用申請のあった行政財産（弥四郎町土地）が「行政財産使用許可書」をもって貸出されているが、その使用料が「使用料及び手数料」の「土木手数料」に調定、収入されている。行政財産の目的外使用の対価としてその利益を受ける者から徴収する「使用料」として適正に収入されたい。
- イ 土木手数料の納付書作成において、納期限の設定にその都度ばらつきがあるので、財務規則第28条により適正に設定されたい。また、摘要欄が未記入になっている納付書が3件あった。

(支出事務)

(1) 観光まちづくり課

- ア 予算残額 560円で電子レジスターの物品購入伺、契約締結伺がなされ、検査確認されている。後日、予算流用されているが、物品購入の際には予算残額確認のうえ事務処理されたい。

イ 旅行命令簿、物品購入伺兼依頼書の数字の訂正に白塗が散見される。財務規則第175条により適正に処理されたい。

(契約事務)

(1) 国土調査課

ア 土地賃貸借契約（農村公園）で長期継続契約による締結がされている。後年度における予算の裏付けとして、債務負担行為の設定等を検討されたい。

(2) 建設課

ア 弥四郎町佃町線測量設計業務委託契約で随意契約の理由の該当条項が、施行令第167条の2第1項第4号となっているが、施行令改正により現在第6号該当となるので確認されたい。また、貯水槽清掃及び一般水質検査業務委託等の随意契約の理由において「施行令第167条の2による」となっているので、第1項第何号該当かを明記されたい。

イ 随意契約において事務決裁規程第11条別表第4による専決権者の予定価格が定められていない契約伺が散見された。

(3) 観光まちづくり課

ア 不動産賃貸借契約（菖蒲園土地等）、観光情報センター警備委託契約において、契約の更新条項が附されている。単年度契約となっているが、後年度予算の裏付けがない契約延長の契約となっているので、契約の解除権の設定条項を附すか等の契約条項の検討をされたい。

イ 駐車場トイレ清掃業務委託契約で、随意契約の理由が記載されていない。

(財産管理事務)

(1) 国土調査課

ア 公用車（共有車）運転日誌に使用時間、給油所名の記載漏れが散見された。

(2) 建設課

ア 公用車運転日誌で給油所名の記載漏れ、行き先「市内」の記載が散見された。

(3) 観光まちづくり課

ア 公用車運転日誌で給油所名の記載漏れ、行き先「市内」の記載が散見された。

平成18年度定期監査結果の報告（1月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
市民部	廃棄物対策課
保健福祉部	総合保健福祉センター、柳光園
教育部	小学校（10校）、中学校（3校） ※14ページを参照して下さい。

2 監査の実施期間

平成19年1月4日から平成19年1月26日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成18年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 廃棄物対策課

ア 15款・財産収入（物品売払収入）中、「9月分資源ごみ（紙類）売却代」の調定書において納期限が起票日から短期間で設定している。（起票日11/21、納期限11/27）短期間で納入すべき理由がある以外は、契約書、財務規則に基づいた納期限の設定を検討されたい。

(2) 総合保健福祉センター

ア 水の郷で使用されているセンター施設等利用申請書等の鉛筆書きのもの、また、

申請書下欄の「使用料及び冷暖房使用時間」欄等の金額が、鉛筆書きのものが散見された。

(支出事務)

(1) 総合保健福祉センター

ア 柳川市職員等の旅費に関する条例第4条第2項「旅行命令権者は、～略～、かつ、予算上旅費の支出が可能である限り、旅行命令等を発することができる。」とあり、旅行命令には予算の確認を必要とするが、旅行命令簿には、予算額、予算残額、支出の通計等の記載がないので記載して予算の管理をされたい。

また、公用車等を使用した場合の旅行命令権者の承認印漏れが散見された。

(契約事務)

(1) 総合保健福祉センター

ア 4月1日からの契約期間の契約で、予算効力のない3月に起案、入札、契約同等がなされているものが散見された。

イ 随意契約の理由が記載されていないものが散見された。また理由は記載されているが、施行令第167条の2第1項第何号に該当するか記載されたい。

ウ 柳川市契約事務規則第22条に「地方自治法施行令第167条の2の規定により随意契約により契約を締結しようとするときは、第10条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。」と規定がある。よって、随意契約等による場合は、柳川市事務決裁規程第11条別表第4による専決権者の予定価格を定められたい。

(2) 柳光園

ア エアータオル、マット、モップのレンタル契約が、他市業者と施行令第167条の2第1項第2号該当、「競争入札に適さない」として随意契約されている。契約内容は同業者のみの専門性もなく、柳川市契約事務規則第21条により随意契約を締結する場合、第23条に基づき見積書を徴収されたい。

(財産管理事務)

(1) 廃棄物対策課

ア 公用車運転日誌に使用時間、給油所名の記載漏れが散見された。

(2) 総合保健福祉センター

ア 公用車運転日誌に給油状況、給油所名の記載漏れが散見された。

【各校共通】

平成 18 年 度 監 査 対 象 校	小 学 校	中 学 校
	矢留小学校	柳南中学校
	東宮永小学校	蒲池中学校
	両開小学校	大和中学校
	蒲池小学校	
	有明小学校	
	六合小学校	
	豊原小学校	
	藤吉小学校	
	二ツ河小学校	
	中山小学校	

(支出事務)

(1) 現金取扱事務

公衆電話料金取扱通帳において、預金残高が増え、電話料金以外の目的外の使い方がなされている学校があるので、教育委員会において各学校に指導されたい。この通帳から備品や消耗品等を購入される状態であれば、不適當な支出と認められる。

(2) 通信費の受払事務

郵便切手使用簿の様式は、「柳川市文書管理規程」様式第8号に定められている。未だ年度ではなく暦年で管理されていたり、様式も各校独自であるので教育委員会において統一、指導周知され適正に管理されたい。

平成18年度定期監査結果の報告（2月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
市民部	市民課、生活環境課
保健福祉部	福祉事務所、人権・同和対策室、保険年金課
農業委員会	
水道課	

2 監査の実施期間

平成19年2月1日から平成19年2月23日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成18年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 生活環境課

ア 12款・使用料及び手数料において交付手数料を現金受領しているが、「番号・年度・種別・5年間保存」の記載がない受領書なので財務規則に準じた現金領収書を作成し、使用されたい。

(2) 人権・同和対策室

ア 住宅新築資金等特別会計・4款・諸収入の貸付金元金収入、利子収入の滞納分において、調定がないまま収入されている。財務規則第44条により滞納分を速やかに繰越し、調定決議をなされたい。

イ 消込み台帳の消込印の日付が白塗りで修正されている。責任の所在をはっきりして、訂正印で修正されたい。

(支出事務)

(1) 福祉事務所

ア 葬儀取扱所管理人に対し、管理委託料が支払われ、別途に「夜間遺体引取業務」、「その他業務」を行った場合に支払う単価契約がされている。この別途支払われる「その他業務」と、通常管理委託事項中「その他必要と認める事項」の違いを契約書中に明確にされたい。

(2) 人権・同和対策室

ア 柳川市補助金等交付規則第3条において、申請には補助事業に係る収支計画書又はこれに準じる書類を必要とするが、添付されている予算書に市補助金の記載がないので市補助金を記載のものを添付して申請し、交付決定されたい。

イ 旅行命令簿について、予算残額の鉛筆書きが散見された。

(契約事務)

(1) 生活環境課

ア 契約締結事務において仕様書、予定価格の設定が見受けられなかった委託業務があるので、見積書徴収時には遺漏なく契約締結事務をなされたい。

(2) 福祉事務所

ア 各種委託料等の契約日が、決裁日よりさかのぼって施行されている。契約締結伺事務において、起案、決裁、施行の手順を確認されたい。

イ 生活福祉係契約締結伺に、随意契約による理由、予定価格等の明記がないもの、また、分類名、文書番号の記載がないものが散見された。

(3) 市民課

ア 契約締結伺いにおいて、随意契約による理由が明記されていないもの、見積書の日付が記載されていないものが見受けられた。

(4) 人権・同和対策室

ア 施行令第167条の2第1項第2号により随意契約されている委託契約で、見積書の内訳が不明瞭である。競争入札に適さないとして、1社のみを見積書による契約になるので、積算内容等がわかる見積書を徴するようにされたい。

イ 各種契約締結伺に決裁日、施行日が記入されていないものや見積書に日付がないものがみられた。また、シルバー人材センターとの契約に随意契約の理由が記載されていない。

(5) 水道課

ア 工事契約事務で「指名競争入札参加通知」等の起案文章の決裁日、施行日の記入漏れが散見された。

(財産管理事務)

(1) 生活環境課

ア 公用車運転日誌に使用時間、給油所名の記載漏れが散見された。

(2) 福祉事務所

ア 切手受払簿に訂正印がなく、白塗されている箇所がある。財務規則第175条に基づき朱線二線を引いて訂正し、担当者が認印して、責任の所在を明確にして処理されたい。

(3) 農業委員会

ア 公用車運転日誌に給油所名の記載漏れが散見された。

(4) 水道課

ア 公用車運転日誌に給油所名の記載漏れが散見された。また、使用区間に「大和町」、「三橋」という記載があったが、具体的に記載されたい。

(5) 保険年金課

ア 公用車運転日誌に使用時間、給油所名の記入漏れが散見された。

平成18年度定期監査結果の報告（3月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
産業経済部	農政課、水路課、水産振興課、漁業団地推進室、 商工振興課
教育部	学校教育課、生涯学習課、図書館 人権・同和教育推進室

2 監査の実施期間

平成19年3月1日から平成19年3月23日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成18年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 図書館

ア 会議室等使用料減免申請書には、柳川市立図書館条例施行規則第28条第1項第何号に該当するか記載され、減免、免除の理由が誰からでも分かるように明確にしておかれない。

(2) 生涯学習課

- ア 三橋テニスコート使用料の平成18年11月分において、「利用状況に記載している合計額」と「実際に収納した合計額」が一致しなかった。200円多く収納しているので、再度、書類を点検・整備されたい。
- イ 柳河公民館、東宮永公民館、両開公民館、蒲池公民館で使用している現金領収書において、領収者の住所が記載されず発行しているので、記載事項は必ず記入するよう所管の全公民館に指導を徹底されたい。
- ウ 矢留公民館、城内公民館で「コミュニティ施設使用許可申請書」と同時に受付された「減免申請書」の「理由」欄を記入していないものが散見された。
- エ 両開公民館での「コミュニティ施設使用許可申請書」の「※使用料（教育委員会の記載）」欄を鉛筆書きしているものが散見された。財務規則第169条は、証拠書類の鉛筆使用を禁止しているため、慎重な取扱いを望む。
- オ ふれあい自然の家使用料として平成17年度分を2件過年度収入しているが、それぞれ調定の起票日は平成18年9月25日、10月30日となっている。繰り越された未収入金は、財務規則第44条に基づいて、6月1日付けで調定決議し、整理されたい。

(3) 水産振興課

- ア 漁村センター使用料の現金取扱事務において、現金領収書に「年度」、「連番」の記載がない。財務規則第35条により整理されたい。

(4) 水路課

- ア 13款・国庫支出金の「樋管陸こう管理操作委託金」の調定処理において、委託金総額の調定決議がされていない。国からの委託金は、平成18年4月3日付けの契約書で総額を定められているので、契約後、速やかに調定決議されたい。
- イ 19款・諸収入（過年度収入）において、水路使用料の未収入金繰越し調定処理が、財務規則第44条に準じてされていない。16年度から繰越された歳入で3月31日までに収入されなかったものは、4月1日に「翌年度に繰り越す」旨を記載し、調定決議を行わなければならない。さらに、17年度分の調定に係るものが、出納閉鎖までに収入されなかった場合、6月1日に同様の手続きを行わなければならない。

(5) 学校教育課

- ア 教育委員会交際費の預金利子は、財務規則第57条第4項により市の収入とし、指定金融機関に払い込まなければならない。

(支出事務)

(1) 学校教育課

- ア 三橋共同調理場旅行命令簿、大和共同調理場旅行命令簿において、予算額、予算残額、支出の通計等の記載がない。柳川市職員等の旅費に関する条例第4条第2項「旅行命令権者は、～略～、かつ、予算上旅費の支出が可能である限り、旅行命令等を発することができる。」とあり、旅行命令の際、予算残額の確認を必要とするので、普通旅費と費用弁償を区別の上、予算の管理をされたい。また、金額の記載は、財務規則第169条により鉛筆等の使用が禁止されている。

(2) 農政課

- ア 旅費の費用弁償（農村男女共同参画社会推進事業費）の旅行命令書がない。柳川市職員等の旅費に関する条例の定めるところにより、旅行命令権者の発する旅行命令によって行われたい。また、流用増による予算管理がされていなかった。

- イ 補助金交付申請において、地域家畜排せつ物資源化促進事業補助金、持続する畜産経営安定対策事業補助金に事業計画書、収支内訳書又はこれに準じる書類が添付されていない。また、活力ある高利益型園芸産地育成事業補助金申請の収支内訳書の補助内訳、支出内訳を整備されたい。

(3) 水産振興課

- ア 機械借上起工伺、契約書、請書等において、機械等の借り上げ日数及び実働日数を明記されておかれたい。

(契約事務)

(1) 生涯学習課

- ア 「大和BGグラウンド仮設トイレの設置について」の契約締結事務において、仮設トイレ設置後に契約を行っているようなので、必ず事前に契約を締結されたい。なお、起案の理由は「平成18年9月2日、3日、10日の各大会に必要」となっているが、契約締結日は平成18年11月1日である。また契約期間満了が、翌年の10月31日であり後年度の予算裏づけもなく、解除条項も付されていない。

イ 「大和公民館非常用自家発電装置修繕の契約について」の契約は、随意契約となっているが、契約事務規則第22条に定める予定価格の設定がなく、また同規則第25条に準じて契約書を作成されたい。また古文書館の清掃業務委託においても予定価格、仕様書、図面等の添付がない。

ウ 「大和BG海洋センター管理業務（4ヶ月分）」の契約書において、契約日が記入されていない。

(2) 水産振興課

ア 契約事務規則第22条に「地方自治法施行令第167条の2の規定により随意契約により契約を締結しようとするときは、第10条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。」と規定がある。よって、随意契約等による場合は、柳川市事務決裁規程第11条別表第4による専決権者の予定価格を定められたい。

また、随意契約（図画・ポスター入賞者賞状筆耕業務委託契約、水産研究業務委託契約）の理由を記載されたい。

(3) 商工振興課

ア 中島朝市案内看板設置用地借り上げの契約において、契約の更新条項が付されている。単年度契約となっているが、後年度予算の裏付けがない契約延長の契約となっているので、契約の解除権の設定条項を付す等の契約条項の検討をされたい。

イ 中島商店街イベント広場用地土地賃貸借契約で、契約の解除権の設定なく、長期継続契約の締結がなされている。後年度予算の裏付けがないので、契約の解除権の設定をされるか、又は債務負担行為をされたい。

(4) 漁業団地推進室

ア 契約事務規則第22条に「地方自治法施行令第167条の2の規定により随意契約により契約を締結しようとするときは、第10条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。」と規定がある。よって、随意契約等による場合は、柳川市事務決裁規程第11条別表第4による専決権者の予定価格を定められたい。

また、随意契約（漁業団地用地除草等業務委託契約、建設資材価格調査（PC桁）業務委託契約、土木積算システム（一般公共・漁業）賃貸借契約）の理由を記載されたい。

(5) 水路課

ア 排水機場管理委託契約締結事務において随意契約がなされているが、予定価格の設定、仕様書がない。また起案文の決裁日が鉛筆書きされている。

(6) 学校教育課

ア 大和共同調理場の蒸気ボイラー等の保守点検業務委託、警備委託、また三橋共同調理場の残さい処理委託、ファクシミリ賃貸借契約において、契約の更新条項が附されている。単年度契約となっているが、後年度予算の裏付けがない契約延長の契約となっているので、契約の解除権の設定条項を付す等の契約条項の検討をされたい。

イ 三橋共同調理場の害虫駆除業務、消防施設保守点検、ボイラー点検管理委託契約の契約締結伺において随意契約の理由がない。

ウ 三橋共同調理場の排水処理施設維持管理委託料が施行令第167条の2第1項第1号によって随意契約されている。契約金額が財務規則第21条に定める額を超えているので、第1号には該当しない。(契約金額 640,500円)

エ プール循環装置保守点検、貯水槽清掃管理業務、ガスエアコン保守点検、プール内装塗装業務、消防設備等保守点検業務の契約締結伺において随意契約の理由がない。また、各種契約締結伺に決裁日、施行日が記入されていない。

オ 学校用地の賃貸借契約において、契約の更新条項が附されている。単年度契約となっている契約もあるが、後年度予算の裏付けがない契約延長の契約となっているので、契約の解除権の設定条項を付す等の契約条項の検討をされたい。

(7) 人権・同和教育推進室

ア 人権・同和問題に関する意識調査業務委託の契約締結において随意契約がなされているが、契約事務規則第22条に定める予定価格の設定がなく、仕様書も添付されていない。また本件は部長専決(決裁)されているが契約額は200万円であるため、柳川市事務決裁規程第11条(別表第4)に基づき「助役決裁」となる。

(財産管理事務)

(1) 漁業団地推進室

ア 公用車運転日誌に給油状況、給油所名の未記入が散見された。

平成18年度定期監査結果の報告（4月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
消防本部	

2 監査の実施期間

平成19年4月2日から平成19年4月23日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成18年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(1) 消防本部

(支出事務)

ア 市消防団第1分団3部の施設土地賃借料は支出負担行為決議書を起票しているが、第7分団3部及び第9分団1部の同賃借料は兼命令書を起票している。財務規則第49条（別表第3）は、「14節・使用料及び賃借料の帳票区分で、契約行為を必要とするものは支出負担行為」の使用を定めている。

又、同第50条（別表第4）は、「契約を締結した時を支出負担行為の整理区分（14節）」として定めているので、契約締結後は速やかに整理されたい。

(参考)

分 団 名	契 約 日	起 票 日	伝票の種類
7-1及び9-1	平成18年4月1日	平成19年3月20日	兼命令書
1-3	平成9年10月1日 (長期継続契約)	平成19年3月23日	支出負担行為決議書

(注) 兼命令書とは、支出負担行為決議書兼支出命令書の略です。

イ 郵便切手使用簿に使用した枚数と金額は記載しているが、切手の受入を記載する欄がないので残額の確認ができない。柳川市文書管理規程第26条に定める「様式第8号」を使用されたい。

(契約事務)

ウ 土地賃貸借契約書（蟹町）において、法第234条の3に定める長期継続契約（15年間）を締結しているが、後年度予算の裏づけがない。よって、予算の減額、削除があった場合の解除権の設定、又は、債務負担行為を検討されたい。

平成18年度定期監査結果の報告（5月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
議会事務局	

2 監査の実施期間

平成19年5月1日から平成19年5月21日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成18年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、今年度該当なかった。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(1) 議会事務局

(支出事務)

ア 旅行復命が全て口頭で行なわれている。柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第6条第2項に「ただし、簡易なものについては口頭であることができる。」ともあるが、公金の支出であり情報公開にも備え、研修会、会議等、特に泊を伴う旅行の復命は極力文章でなされたい。

イ 「柳川市議会議場改修工事」、「マイクシステム修繕」において、それぞれ8月30日付けで予定価格を付して契約事前荷がなされているが、その後の9月11日付けで予算流用がなされている。予定価格の設定は予算の定めるところによらなければならない。

(契約事務)

ア 議席移設のための改修工事において、以前より修繕を依頼していて熟知のためとして、1業者のみの見積書によって随意契約されている。

契約事務規則第23条「随意契約を締結する場合は、3人以上の者から見積書を徴しなければならない。ただし、契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき、～ 略 ～1人の者から見積書を徴することができる。」とある。しかしながら、明らかに特定されとは考えられないので、第23条により、3業者以上の見積入札を検討され、いづらかでも経費節減の努力をされたい。

【各部共通事項】

(1) 支出事務について

ア 支出命令書、兼命令書等の摘要欄の記載で内容が不明瞭なものがあるので、詳しく、わかりやすく記載されたい。

(2) 収入事務について

ア コピー代を19款（諸収入・雑入）にて収入されている。柳川市手数料条例第2条別表に該当する場合は、12款（使用料及び手数料）にて収入されたい。